

## 国立大学法人東京農工大学学則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学学則（16 経教規則第 2 号）を次のとおり改正する。

現 行	改正後
<p>国立大学法人東京農工大学学則</p> <p style="text-align: right;">平成 16 年 4 月 7 日 16 経教規則第 2 号</p> <p>第 1 条～第 30 条      省 略</p> <p>第 31 条 学長は、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があると認められる者については、<u>当該教育部教授会等又は学部教授会及び教育研究評議会の議を経て、これを懲戒する。</u></p> <p>第 2 項～第 3 項      省 略</p> <p>第 32 条～第 111 条    省 略</p> <p>附 則      省 略</p>	<p>第 1 条～第 30 条      省 略（現行どおり）</p> <p>第 31 条 学長は、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があると認められる者については、<u>教育研究評議会の議を経て、これを懲戒する。</u></p> <p>第 2 項～第 3 項      省 略（現行どおり）</p> <p>第 32 条～第 111 条    省 略（現行どおり）</p> <p>附 則      省 略（現行どおり）</p>

附 則（17 経教 規則 第 12 号）

この規則は、平成 17 年 1 月 7 日から施行する。